

企 画



企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S.12.12.30	S.16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 穉	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 穉	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 穉	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H. 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H. 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S.12.12.21	S.15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 続 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S.49. 6.29	S.53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H.元.12.31
18	加 藤 照 光	H. 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副 市 長 (H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H.19. 4. 1	H.23. 3. 31
2	石 川 勝 行	H.23. 4. 1	

収 入 役

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S.12.12.21	S.16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H.元.12.31
16	高 橋 昭 博	H. 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第五次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、四次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政の運営を図ってきた。

平成13年には、第四次新居浜市長期総合計画を策定し、『～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜』を目指す都市像として、市民一人ひとりが住んでよかったと心から感じ、誇りに思うことができるまちを目標とした諸施策を総合的に展開してきた。

しかし、人口減少とともに、少子高齢社会の到来、経済の低成長時代など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。また、地方分権に向けた流れの本格化により、国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える本市の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっている。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に市民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に的確に対応し、個性あふれるまちづくりを推進することが必要となっている。

このような中で、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるために第四次長期総合計画を見直し、「今後10年間の新居浜市の最高方針」として第五次新居浜市長期総合計画が平成23年3月に策定された。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示す。

② 基本計画

将来都市像を実現するための分野別の基本的施策を体系的に示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについて基本的な考え方を示すもので、本市の将来都市像(目

指す姿)やまちづくりの理念を示すとともに、6つのフィールド別にまちづくりの目標と、計画の推進を含め45項目の施策を定めている。

① 将来都市像

— あかがねのまち、笑顔輝く —
産業・環境共生都市

② まちづくりの理念

- 1 市民が安全・安心を実感できるまちづくり
- 2 市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり
- 3 市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり
- 4 子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

③ 基本指標 (人口)

1 将来人口

本市の人口は、平成32年には、111,165人に減少することが予想されるが、子育て支援の充実や産業振興等により、120,000人を維持することを目標とする。

2 交流人口

本市の交流人口は、観光資源の活用や広域アクセス性の向上等により、平成32年度には300万人を目標とする。

④ まちづくりの目標

フィールド1 快適交流

～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

市民一人ひとりがゆとりと魅力ある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むことのできる快適で利便性の高い都市づくりを進めます。また、瀬戸内の中央という本市の立地条件、多様な産業の集積、先人たちが築いてきた歴史、文化などをいかし、人やものが行き交う、にぎわいあふれる交流都市を目指します。

フィールド2 環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指します。

フィールド3 経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

本市を支える産業の持続的発展を促進するために、工業については、ものづくり人材の育成を図るとともに、産業基盤の強化に努めます。また、

3 施政方針(平成24年度)

農林水産業、商業においては、消費者の嗜好や環境の変化に応じた施策の実施を図ります。そして、多様な観光資源をいかし、交流人口の増加に努め、活気あふれる産業活力都市を目指します。

フィールド4 健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

少子・高齢化が進展し、世帯構成の変化などが進む地域社会において、一人ひとりが認めあい、支えあう社会をつくりまします。また、年齢や障がいの有無に関係なく、生きがいをもって社会に参画し、生涯を心身共に健康に過ごすことが可能な環境づくりに努めることにより、地域の中で、誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉都市を目指します。

フィールド5 教育文化

～市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現～

近代化産業遺産などのこれまで培ってきた文化や地域資源を市民の誇りとして、継承するとともに、学校教育や社会教育、スポーツ、芸術文化等を振興し、次世代の人材を育むまちづくりを目指します。

フィールド6 自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

市民一人ひとりのかけがえのない命と、人権が尊重され、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくりのため、NPOや地域コミュニティ活動の支援を行うとともに、自治の強化と協働のまちづくりを推進し、「民」の力を十分にいかすことのできる市政の運営を目指します。

計画の推進

第五次長期総合計画の推進に向けて、市民主体の市政を行うために情報公開を徹底するとともに、効果・効率的な自治体経営を進めます。また、新市建設計画については着実な実行に向けた取組を行います。

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するとともに、45項目の施策を体系的に取り組むために、施策に基づく167項目の基本計画や主な取組内容を示している。また、基本計画は、今後の社会経済情勢等の変化に対応するため、中間年(平成27年度)に見直しを行うこととしている。

平成23年度を振り返って

平成23年3月11日、東日本大震災が日本を襲い、それに伴う原子力発電所の事故が発生、今なお終息をみていません。まさに日本の安全神話までもろくも崩れ去り、国民の皆様が不安を残す年となりました。改めて東日本大震災で亡くなられた皆様に哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げるとともに、今なお仮設住宅などで厳しい避難所生活を余儀なくされている皆様にお見舞いを申し上げます。そして被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたしたいと思っております。本市としましても、各被災地と直接結び付いた効果のある支援をこれからも続けてまいります。

また、世界に目を転じましても、歴史的な円高と欧州債務危機、さらにはタイの洪水被害など、日本経済に深刻な影響を与える事態が続出した激動の一年でもありました。

本年は、国政といたしましては、大震災からの本格的な復興の年としなければなりません。さらに、原発事故から抜本的に見直さなければならないエネルギー政策、社会保障と税の一体改革、財政赤字の削減、TPP問題など、待ったなしの課題が山積しており、国民のために全力を尽くして取り組む政府であり、真摯な議論のできる国会でなければならないと思っています。

一方、県におきましては、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」をスタートさせ、基礎自治体重視の県政を推進するという基本的な考え方のもと、二重行政の解消や行政課題の対応に市町と連携して取り組むとともに、「愛媛ものづくり企業『すご技』データベース」を活用した、愛媛の技術力や魅力・資源を積極的にアピールするなど、愛媛の総合力発揮に努められています。

このような中、新居浜市におきましては、第五次長期総合計画がスタートしました。私は、平成23年度を「さらなる飛躍を目指した実行の年」と位置づけ、将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」を目指して各種施策に取り組んできました。

まず、平成23年度は第五次長期総合計画の初年度として、別子銅山に関するエッセイの募集、「笑顔甲子園」、そして「第19回環境自治体会議にはま会議」という、3つのプロジェクトに取り組み、新居浜市が目指す都市像を市内外に情報発信することができました。

また、市政を振り返りますと、都市基盤の分野では、長年取り組んできました駅前土地区画整理の工事が5月に完成、また、国領川河川敷公園のトイレ等の整備

や東浜公園の完成によりまして、大変多くの皆様に喜んでいただいています。

また、産業の分野では、ものづくり産業振興センターが完成し、次世代への技術・技能の継承と人材育成の体制を整えることができ、さらには愛媛県とともに新規企業の誘致を行うことができました。福祉の分野でも、養護老人ホーム慈光園を完成させることができた年でもありました。

市民の皆様方、議員各位の御理解と御協力をいただき、これら各種施策の実施によりまして、第五次長期総合計画の着実なスタートを切ることができたと感じています。

そして、昨年の大変明るい話題として、東中女子駅伝チームが全国駅伝大会で全国優勝という快挙を成し遂げてくれました。このほかにも、たくさん子どもたちや若い人たちのスポーツ、文化、地域活動での活発な活躍があった年であり、市民の皆様に大きな感動と勇気を与えていただきました。心からお喜びと感謝を申し上げたいと思います。

平成24年度の基本姿勢

まず、第1点目は地域主権時代への対応です。

昨年、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次一括法及び第2次一括法が成立しました。第1次一括法では、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」についての関係法律の整備が行われました。また、第2次一括法では、それに加えて「基礎自治体への権限移譲」についての関係法律の整備が行われており、今後、さらに第3次見直しとして「義務付け・枠付けの見直し」が閣議決定されるなど、基礎自治体の役割と自主性をさらに拡充する方向に大きく進んでいくものと期待しています。

私は、就任以来一貫して、市政運営の基本理念は「自立・連携のまちづくり」を実現することにあると申し上げてまいりましたが、ようやく新居浜市のあるべき姿は、自らが決めていくという本格的な地域主権時代が到来したということでもあります。市民に一番近い基礎自治体として権限の移譲を受け、市の特性に応じた基準を定め、市民ニーズに応じたきめ細かな行政サービスを提供することによりまして、市民の皆様様の日常生活の質を上げていくという仕組みが整ってきました。

しかし、そのためには、自らの地域のことは自らの意思で決定していく覚悟を持つとともに、受け皿となる我々も、移譲された権限を担える人材、それに耐えうるだけの組織でなければなりません。

今後はより一層その思いを強くして、昨年度に策定しました「新居浜市行政改革大綱2011」に掲げた地域主権時代を担える市役所となることを目標に、権限、財源、人間の3ゲンの強化を視点として改善・改革に取り組み、市民の笑顔輝く新居浜市をつくっていきます。

第2点目は、第五次新居浜市長期総合計画の着実な実施です。

第五次長期総合計画は、平成24年度で2年目を迎えます。将来都市像の実現に向けて、「市民が主役」の理念のもと、これからの歩みを確実なものとしてまいりたいと思っています。

特に本年は、安全・安心のまちづくりを最優先に取り組みます。昨年末に内閣府の検討会から、想定する震源域と波源域を最大で従来の約2倍に拡大する中間とりまとめが発表されました。今後の「県地域防災計画」の修正結果等を踏まえまして、「新居浜市地域防災計画」を再度見直し、避難対策などのソフト面の充実を図ります。また、特に力を入れて取り組んできました小中学校、保育所の耐震改修は、平成24年度で完了しますが、災害時の防災拠点としての消防庁舎や避難所機能を有する公民館、さらには多くの市民の皆様がご利用される市民文化センターなどの施設についても耐震診断を行い、耐震化の促進に取り組みます。そして、ハード・ソフト両面の対策を組み合わせた総合的な防災対策を推進することによりまして、安全・安心のまちづくりを進めます。

第3点目は、新市建設計画の着実な実施です。

別子山地区は、平成15年4月に本市と合併してから本年で10年目を迎えます。別子山村との合併によって策定いたしました新市建設計画も残すところ2年余りとなりました。別子山地区ならではの豊富な地域資源と住民の主体的活動をまちづくりの根底におき、新市建設計画の総仕上げを行っていきます。

また、第三セクター並びに別子山地区の廃棄物処理問題につきましては、2月に庁内に設置しました「別子山地区不法投棄・ごみ処理問題調査対策委員会」での調査検討を踏まえ、適切な対策を行います。

さて、本年は昭和12年に市制が発足して75周年という記念すべき年であります。第五次長期総合計画の将来都市像をメインテーマとしてさまざまな記念事業に取り組みます。

私は、平成24年度を「未来への継承の年」と位置付け、先人に感謝しながらこれまでの新居浜市の歩み、新居浜市にしかないすばらしさを再確認し、それらを未来へと継承していく節目の一年にしていきます。

4 行政改革

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続く、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度の「第一次行政改革大綱」の策定、昭和61年度「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、長期総合計画を意識し、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、これまでの改革の実績を踏まえ、効果・効率的な行政運営システムを確立することにより、地域主権時代を担える市役所を目指し、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2011」を策定、第五次長期総合計画の将来都市像に掲げる「笑顔」を改革の主眼に置き、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を合言葉に、市民満足度と職員満足度の向上を常に意識した行政改革の推進に取り組んでいる。

(1) 機構改革

本市の組織機構は、昭和37年部制がスタートして以来、今日までその時々の行政課題に対応するための組織改革を数次にわたって実施してきたところである。

現在、全国的に市町村の再編が進みつつある中で、地方の自主・自立を確立していかなければならない。そのためには、最少の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本原則に基づいた組織運営が求められている。

平成15年度には、第四次長期総合計画を効率的に執行し、また、職員個々の能力と組織の力をより発揮させる組織の確立を図るため大幅な機構改革を実施した。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、

- 税務部、環境部を設置
- 48. 10. 1 電算準備事務局を設置
- 49. 10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59. 10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更。
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。
主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合

- 端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。
都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。
企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。
選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。
教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。
防災安全課を市民部に配置替。
契約課に工事検査班を設置。
福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。

5 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

モニターの数 19人（任期1年）（H24年度）
 任 務 市民にとって開かれた市政の運営と広聴機能の充実を図る。会議などに出席し、市政に対する意見や提言を行う。

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区集会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として開催し、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

小学校区別に開催
 平成23年度 7/5～8/11

〈校区集会の内容〉

- 市長から市の重点事業について説明
- 意見交換
 - (1) 新居浜市連合自治会設定課題
「地域防災力の向上について」
 - (2) 校区設定の市政課題
 - (3) 校区別地域課題
 - (4) その他（意見・要望など）

平成23年度広聴票（部名別）

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計	
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査	5 参 考	6 な 満 た い せ	7 そ の 他		
市 民 部	1	自治会館敷地内の改修	1			1						1
環 境 部	7	河川・水路の整備について	7		1	2	1		2	1		7
経 済 部	10	水路の補修について	4									10
		農道の補修について	5	1	3		4		2			
		農作物被害について	1									
建 設 部	24	道路の補修について	11									24
		カーブミラーの設置について	8	5	13	2			4			
		その他	5									
そ の 他	1		1	1							1	
合 計	43		43	7	17	5	5	0	8	1	43	

平成23年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 調 査 討 .	5 参 考	6 な 満 た い せ	7 そ の 他	
企 画 部	35	広報・広聴について	7		1		1	1		4	7
		総合文化施設について	5				2	2	1		5
		その他	23	2			5	8	1	7	23
総 務 部	43	市役所職員について	20				4	7	1	8	20
		市役所庁舎について	15				7	1	1	6	15
		税金について	7				1		4	2	7
		その他	1					1			1
福 祉 部	52	生活保護について	4							4	4
		障害福祉について	8				1	1	1	5	8
		介護について	11				6			5	11
		国保について	9				3	1	4	1	9
		医療について	9				3	1	3	2	9
		保育園について	6		1				4	1	6
		その他	5		1		1	2		1	5
市 民 部	41	東日本大震災について	10	2				3		5	10
		安全安心について	10	1	2		3	3		1	10
		自治会について	5				1	1	1	2	5
		その他	16	2			3	4	2	5	16
環 境 部	95	ゴミ処理について	18				7	6	1	4	18
		河川について	4		2		2				4
		下水道について	6	2	1		1		1	1	6
		衛生(墓地・犬・猫)について	8				3	1		4	8
		レジ袋	2					1		1	2
		震災支援(がれき受け入れ)	49					49			49
		その他	8		1		3		3	1	8
経 済 部	62	観光について	25	2	3		5	12	1	2	25
		交通について	4	1			2			1	4
		太鼓祭りについて	11					3	2	6	11
		農地・農道等	8	1	1		2		2	2	8
		その他	14				2	6	1	5	14
建 設 部	79	公園整備等について	19	1	4		4	3	2	5	19
		区画整理について	18		2	2	1	2	3	8	18
		道路整備・舗装・改修	14				2	4	1	7	14
		交通安全対策について	11		7			2	1	1	11
		市営住宅について	6				3		1	2	6
		その他	11	1			2	1	2	5	11
教 育 委 員 会	60	小・中学校について	13		1		4	2	2	4	13
		体育施設について	15	1			5	1	5	3	15
		文化施設について	9	1	2		3		2	1	9
		公民館について	6				1	2		3	6
		図書館について	5					3	1	1	5
		その他	12			1	2	4	2	3	12
消 防 本 部	1	消防について	1					1		1	
議 会 事 務 局	3	市議会について	3						3	3	
そ の 他	38		38	2			3	10	2	21	38
合 計	509		509	19	29	3	98	149	58	153	509

うち 市長への手紙 : 259件
市長へのメール : 250件

6 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

名称 区分	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日	毎月1回	平成19年11月3日 (5年に1回)
発行部数	1回 45,000部	2,000部
版 型	A4版	A4版
経 費	1,140万円	88万円
単 価	20円(32頁・消費税含まず)	440円(44頁・消費税含む)
配布対象	全戸	記念式典ほか
配布方法	自治会組織などを通じて配布	随時
内 容	市政に関する情報 季節、地域の話題	市制施行70周年を 迎えた本市の現在の 様子を写真を中心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

利用しやすいホームページを目指し、平成20年2月に全面リニューアルを行った。

また、平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

ウ CATVによる広報

CATVアナログ12チャンネル・デジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにはま」は15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(テープ)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ メールマガジン・ツイッター

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」の運用を本格的に開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

7 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オン

ラインシステム運用を開始した。

- 昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。
- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
- 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
- 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
- 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
- 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
- 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
- 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
- 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
- 平成16年度～平成18年度 新基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より新基幹業務システムでの運用を段階的に開始した。
- 平成19年度 新基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正等に伴うシステム改修を行った。
- 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子

化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。

- 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴うシステム改修等を行うとともに、子ども手当システムの導入を行った。
 - 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
 - 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システムを更新し、基幹業務システムでの運用を開始した。
- (イ) 内部事務の電算化
- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
 - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
 - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
 - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
 - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
- (ウ) 電子計算機の変遷
- a 住民情報システム(オンラインシステム)
- 昭和55年3月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM4331-J01(記憶容量1MB)を導入した。
 - 昭和60年 日本アイ・ビー・エム(株) IBM4361-K03(記憶容量2MB)を導入してオンラインの二重化を行った。
 - 昭和62年度～昭和63年度 日本アイ・ビー・エム(株) IBM9377-90(記憶容量8MB)2台を導入した。
 - 平成9年7月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM9672-RA2(記憶容量120MB)に更新した。
 - 平成13年7月 外部記憶装置を90GBから420GBに容量を増設した。これにより増え続けるシステムやデータに対する記憶容量不足への不安を解消した。
 - 平成18年度 新基幹業務システム構築のため、機器を導入した。
 - 平成24年度 次期基幹システム構築に伴い

機器を更新した。

b 内部情報処理システム(財務会計)

- 平成2年度 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM AS/400 B50を導入した。
- 平成5年 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM AS/400 F45(記憶容量32MB)に更新した。
- 平成10年7月 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM9406-620に更新した。
- 平成15年6月 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM AS/400 i810に更新した。

イ O A化の推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査

研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市O A調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にO A機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なO A研修を実施し、広く職員にO A感覚、O A意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(24.4.1現在)

課 名	業 務 名
市 民 課	住 民 記 録
市 民 課	外 国 人 登 録
市 民 課	印 鑑 登 録
市 民 課	国 民 年 金
市 民 税 課	個 人 住 民 税
市 民 税 課	法 人 市 民 税
市 民 税 課	軽 自 動 車 税
資 産 税 課	固 定 資 産 税
収 税 課	収 納 管 理
収 税 課	滞 納 整 理
国 保 課	賦 課
国 保 課	資 格
国 保 課	給 付
国 保 課	後 期 高 齢 者 医 療
国 保 課	徴 収
国 保 課	医 療 費 適 正 化
地 域 福 祉 課	福 祉 手 当
地 域 福 祉 課	重 度 心 身 障 害 者 (児) 医 療
介 護 福 祉 課	老 人 措 置

課 名	業 務 名
介 護 福 祉 課	在 宅 福 祉 台 帳
介 護 福 祉 課	介 護 保 険
児 童 福 祉 課	児 童 手 当
児 童 福 祉 課	児 童 扶 養 手 当
児 童 福 祉 課	母 子 ・ 乳 幼 児 医 療
児 童 福 祉 課	保 育
保 健 セ ン タ ー	各 種 予 防 接 種 ・ 検 診
財 政 課	予 算 書 作 成
財 政 課	財 務 会 計
出 納 室	財 務 会 計
人 事 課	人 事 管 理
人 事 課	給 与 管 理
建 築 住 宅 課	住 宅 使 用 料
下 水 道 管 理 課	下 水 道 受 益 者 負 担 金
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選 挙 事 務
農 業 委 員 会 事 務 局	農 家 台 帳
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	成 人 式
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学 齡 簿
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	就 園 奨 励

部 局	区 分	庁 内 L A N			基幹業務システム	合 計
		情報政策課 管 理 分	その他	小 計		
企 画 部		88	5	93	33	126
総 務 部		84	24	108	68	176
福 祉 部		199	23	222	114	336
市 民 部		69	6	75	34	109
環 境 部		41	35	76	3	79
経 済 部		44	11	55	2	57
建 設 部		60	39	99	3	102
出 納 室		8	0	8	1	9
議 会 事 務 局		9	0	9	0	9
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		0	31	31	1	32
監 査 委 員 事 務 局		6	0	6	0	6
農 業 委 員 会 事 務 局		7	0	7	2	9
水 道 局		31	32	63	3	66
教 育 委 員 会 事 務 局		45	7	52	4	56
教育機関(小学校・公民館ほか)		90	13	103	0	103
消 防 局		65	1	66	0	66
港 務 局		11	1	12	0	12
土 地 開 発 公 社		3	0	3	0	3
サ ー バ ー ル ーム		29	7	36	28	64
合 計		889	235	1,124	296	1,420

8 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア（対象区域）を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在アナログ4チャンネル、デジタル84チャンネル、ラジオ2チャンネル、また加入世帯はCATV 19,202世帯、インターネット及びWiMAX 8,121世帯（平成24年3月31日現

在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は40.2%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「ニュースチャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

また、日本ケーブルテレビ連盟により、ホワイトスペース活用の実証実験として、(株)ハートネットワークが選定され、平成23年4月から本市で実験放送を開始している。

設立年月日	昭和63年3月17日
所在地	坂井町二丁目3番17号 (新居浜テレコムプラザ2階)
資本金	4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎ 33-5200
資本金	2億7,000万円
敷地面積	4,266㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
建物面積	4,244㎡
竣工	平成3年2月28日

9 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「鉱山」から派生した多方面にわたるものになっている。

市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置。遺産の補修に活用されている。平成21年8月に旧山根製錬所煙突ほか5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を作成、「生きた博物館都市」の実現を図っている。

11 総合文化施設

総合文化施設の建設については、総合文化施設の設計、運営計画等について市民との協働作業によりプランを作成するため、新居浜市総合文化施設建設委員会を設置した。また、総合文化施設に関する美術品等の収集方針を策定するため、学識経験者からなる新居浜市総合文化施設収集・評価委員会を設置した。以上2つの委員会を開催し、市民説明会や各種団体等との意見交換を行いながら平成25年度末までの完成に向け、施設建設のための基本設計・実施設計を実施した。

12 東予港(東港地区)臨海工業用地造成事業

愛媛県管理の東予港(東港地区)において、臨海工業用地造成事業を施行する。

本事業により、住友化学株式会社愛媛工場の防災機能の向上による市民生活の安全性の確保、生産活動支援による新居浜市の経済発展、新居浜港(東港地区)の整備促進を図る。

- ・埋立面積 4.3 ha
 - ・事業概要 平成22年度～平成27年度(予定)
- 平成24年度は、埋立護岸の築造を推進する。

13 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計	年度 区分	22		23		24	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		46,037,489	56.9	44,514,720	55.0	47,007,452	55.4
特 別 会 計	貯 木 場 事 業	63,646	0.1	31,274	0.1	87,613	0.1
	渡 海 船 事 業	127,232	0.2	176,627	0.2	222,515	0.3
	住宅新築資金等貸付事業	20,650	0.0	19,286	0.0	11,644	0.0
	平 尾 墓 園 事 業	18,094	0.0	37,317	0.1	19,558	0.1
	公 共 下 水 道 事 業	5,278,383	6.5	5,600,831	6.9	5,386,414	6.3
	工 業 用 地 造 成 事 業	954,014	1.2	584,778	0.7	193,853	0.2
	国 民 健 康 保 険 事 業	12,891,280	15.9	14,075,637	17.4	14,116,853	16.6
	老 人 保 健 事 業	925	0.0	—	—	—	—
	介 護 保 険 事 業	10,676,484	13.2	11,106,657	13.7	12,630,572	14.9
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,583,693	2.0	1,463,860	1.8	1,583,750	1.9
	小 計	31,614,401	39.1	33,096,267	40.9	34,252,772	40.4
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	2,982,861	3.7	3,105,174	3.8	3,332,316	3.9
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	291,070	0.3	271,151	0.3	284,602	0.3
	小 計	3,273,931	4.0	3,376,325	4.1	3,616,918	4.2
	合 計	80,925,821	100	80,987,312	100	84,877,142	100

(2) 平成24年度一般会計性質別予算

(歳入)				(歳出)				(単位：千円・%)			
性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比		
自主財源	市	税	17,608,539	37.6	人	件	費	7,869,547	16.7		
		分担金及び負担金	854,913	1.8	物	件	費	6,281,831	13.4		
		使用料及び手数料	756,082	1.6	維持	補修	費	339,981	0.7		
		財産収入	39,131	0.1	扶助		費	9,974,481	21.2		
		寄附金	10,000	0.0	補助	費	等	2,476,175	5.3		
		繰入金	3,343,230	7.1	公債		費	5,745,191	12.2		
		繰越金	1,100,000	2.3	出資金及び貸付金			1,047,700	2.2		
		諸収入	1,749,905	3.7	繰出金及び積立金			5,013,493	10.7		
		小計	25,461,800	54.2	予備		費	30,000	0.1		
	依存財源		地方譲与税	348,000	0.7	小計			38,778,399	82.5	
		利子割交付金	40,000	0.1	投資的経費	公共	事業費	5,359,743	11.4		
		配当割交付金	16,000	0.0		単独	事業費	2,816,330	6.0		
		株式等譲渡所得割交付金	8,000	0.0		災害復旧	事業費	52,980	0.1		
		地方消費税交付金	950,000	2.0		小計			8,229,053	17.5	
		ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.1							
		自動車取得税交付金	52,000	0.1							
		地方特例交付金	60,000	0.1							
		地方交付税	5,647,000	12.0							
		交通安全対策特別交付金	24,000	0.1							
		国庫支出金	6,668,185	14.2							
		県支出金	2,805,867	6.0							
		市債	4,895,600	10.4							
	小計	21,545,652	45.8								
合計		47,007,452	100	合計			47,007,452	100			

(3) 平成24年度一般会計財源内訳

		(歳出)				(単位：千円・%)	
科目	財源	当初予算額	特定財源			一般財源	一般財源充当率
			国県支出金	地方債	その他		
議会	費	401,702	—	—	—	401,702	100
総務	費	6,590,699	948,266	1,142,700	1,042,628	3,457,105	52.5
民生	費	17,572,899	7,390,578	334,300	1,151,330	8,696,691	49.5
衛生	費	4,879,681	157,752	114,700	281,404	4,325,825	88.6
労働	費	312,401	7,132	—	285,000	20,269	6.5
農林水産	業費	534,815	82,477	10,000	4,808	437,530	81.8
商工	費	1,611,859	24,228	31,000	819,747	736,884	45.7
土木	費	4,499,210	818,440	1,138,500	260,433	2,281,837	50.7
消防	費	1,461,333	12,684	109,000	45,049	1,294,600	88.6
教育	費	3,039,082	29,995	—	94,939	2,914,148	95.9
災害復旧	費	52,980	2,500	12,400	—	38,080	71.9
公債	費	5,746,606	—	—	166,471	5,580,135	97.1
諸支出	金	274,185	—	—	373	273,812	99.9
予備	費	30,000	—	—	—	30,000	100
計		47,007,452	9,474,052	2,892,600	4,152,182	30,488,618	64.9

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

款	年度 区分	21		22		23	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	18,587,636	41.2	18,972,600	38.7	18,952,875	41.4
地方	譲与税	370,812	0.8	366,291	0.7	368,014	0.8
	利子割交付金	76,869	0.2	69,160	0.1	58,817	0.1
	配当割交付金	19,600	0.0	25,084	0.1	28,671	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	11,652	0.0	10,779	0.0	7,480	0.0
	地方消費税交付金	1,118,475	2.5	1,116,556	2.3	1,111,844	2.4
	ゴルフ場利用税交付金	47,120	0.1	42,663	0.1	38,030	0.1
	自動車取得税交付金	74,854	0.2	64,408	0.1	56,815	0.1
	地方特例交付金	200,689	0.4	179,915	0.4	155,027	0.3
	地方交付税	5,555,417	12.3	5,974,788	12.2	6,021,038	13.2
	交通安全対策特別交付金	25,541	0.1	24,264	0.1	23,008	0.0
	分担金及び負担金	782,883	1.7	800,157	1.6	831,918	1.8
	使用料及び手数料	794,636	1.8	770,758	1.6	755,783	1.7
	国庫支出金	7,845,813	17.4	7,252,614	14.8	5,871,709	12.8
	県支出金	2,396,611	5.3	3,603,083	7.4	3,848,774	8.4
	財産収入	189,299	0.4	170,650	0.4	173,811	0.4
	寄附金	48,952	0.1	16,581	0.0	14,661	0.0
	繰入金	1,064,962	2.4	167,917	0.3	261,372	0.6
	繰越金	1,335,402	3.0	1,486,960	3.0	1,609,524	3.5
	諸収入	1,930,840	4.3	1,985,414	4.1	1,823,099	4.0
	市債	2,601,808	5.8	5,870,059	12.0	3,783,160	8.3
合	計	45,079,871	100	48,970,701	100	45,795,430	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

款	年度 区分	21		22		23	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議	会費	338,243	0.8	339,603	0.7	432,443	1.0
総	務費	7,181,112	16.5	5,199,484	11.0	4,550,088	10.2
民	生費	14,069,902	32.3	17,735,124	37.4	17,528,037	39.5
衛	生費	4,571,955	10.5	4,442,866	9.4	4,650,168	10.5
労	働費	326,123	0.7	333,160	0.7	337,782	0.7
農	林水産業費	604,896	1.4	913,108	1.9	594,456	1.3
商	工費	1,924,517	4.4	1,786,606	3.8	2,344,293	5.3
土	木費	3,740,107	8.6	3,583,384	7.6	3,591,272	8.1
消	防費	1,459,005	3.3	1,215,557	2.6	1,300,395	2.9
教	育費	3,562,683	8.2	6,008,684	12.7	3,238,714	7.3
災	害復旧費	—	0.0	—	—	111,600	0.3
公	債費	5,814,169	13.3	5,803,553	12.2	5,703,288	12.9
諸	支出金	199	0.0	48	0.0	46	0.0
予	備費	—	—	—	—	—	0.0
繰	上充用金	—	—	—	—	—	0.0
合	計	43,592,911	100	47,361,177	100	44,382,582	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

性質別	年度 区分	21			22			23		
		決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
		千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費		7,536,467	17.3	60,093	7,704,381	16.3	61,669	7,661,807	17.3	61,571
2. 物件費		5,885,111	13.5	46,926	5,838,735	12.3	46,736	8,055,675	18.1	64,736
3. 補助費等		5,102,755	11.7	40,688	2,464,598	5.2	19,728	2,584,843	5.8	20,772
4. 維持補修費		198,882	0.5	1,586	261,619	0.6	2,094	264,045	0.6	2,122
5. 扶助費		7,619,061	17.5	60,752	9,239,612	19.5	73,958	7,678,700	17.3	61,707
6. 建設事業費		5,558,302	12.7	44,320	9,410,863	19.9	75,329	5,872,437	13.2	47,192
(1) 普通建設 事業費		5,558,302	12.7	44,320	9,410,863	19.9	75,329	5,760,837	13.0	46,295
ア 補助		2,759,002	6.3	21,999	5,231,232	11.1	41,873	2,352,607	5.3	18,906
イ 単独		2,799,300	6.4	22,321	4,179,631	8.8	33,456	3,408,230	7.7	27,389
(2) 災害復旧 事業費		—	—	—	—	—	—	111,600	0.2	897
7. 出資金貸付金		1,069,732	2.5	8,530	1,061,704	2.2	8,498	1,018,874	2.3	8,188
8. 積立金		564,535	1.3	4,501	1,105,527	2.3	8,849	830,316	1.9	6,673
9. 繰出金		4,244,931	9.7	33,848	4,471,932	9.4	35,795	4,713,927	10.6	37,882
10. 公債費		5,813,135	13.3	46,352	5,802,206	12.3	46,443	5,701,958	12.9	45,822
歳出合計		43,592,911	100	347,595	47,361,177	100	379,099	44,382,582	100	356,665

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	21		22		23	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
貯木場事業		193,080	176,837	243,037	163,463	221,186	40,488
渡海船事業		121,678	121,678	117,594	117,594	174,023	174,023
住宅新築資金等貸付事業		71,442	71,442	18,305	16,866	27,911	14,822
平尾墓園事業		117,247	117,247	25,669	25,669	18,534	18,534
公共下水道事業		7,732,013	7,715,983	5,361,572	5,337,230	5,305,841	5,289,318
工業用地造成事業		—	—	795,475	711,558	480,653	382,591
国民健康保険事業		12,140,421	12,140,421	13,125,924	12,957,268	13,230,793	12,996,267
老人保健事業		146,472	28,371	118,187	118,187	—	—
介護保険事業		10,478,303	10,312,686	10,959,523	10,959,523	11,508,563	11,508,563
後期高齢者医療保険事業		1,483,131	1,413,085	1,460,801	1,392,587	1,476,179	1,410,616
計		32,483,787	32,097,750	32,226,087	31,799,945	32,443,683	31,835,222

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
19		1,855,253	1,661,539	193,714	280,288	1,280,035
20		1,820,250	1,641,968	178,282	274,320	1,097,956
21		1,808,700	1,600,102	208,598	279,292	925,334
22		1,747,413	1,561,210	186,203	332,343	955,004
23		1,746,987	1,524,360	222,627	217,273	965,731

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
19		240,984	161,501	79,483	20,453	84,891
20		233,281	164,139	69,142	0	122,214
21		227,743	182,896	44,847	25,815	46,494
22		235,543	178,495	57,048	0	183,632
23		235,490	170,336	65,154	0	34,653

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度増減見込み		平成24年度末 見 込 額
			平成24年度中 起 債 見 込 額	平成24年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	1,258,822	1,005,208	1,215,900	306,473	1,914,635
民 生	860,699	805,455	334,300	54,570	1,085,185
衛 生	4,753,454	4,093,096	271,300	754,602	3,609,794
労 働	—	—	—	—	—
農 水	581,759	548,608	10,000	66,302	492,306
商 工	84,931	112,539	31,000	4,560	138,979
土 木	19,003,940	17,957,397	1,356,700	2,170,972	17,143,125
公 営 住 宅	842,655	697,519	16,800	107,569	606,750
消 防	402,856	345,686	109,000	62,218	392,468
教 育	3,360,274	3,247,779	431,900	241,367	3,438,312
災 害 復 旧	1,195,331	990,332	62,600	233,358	819,574
減 税 補 て ん 債	1,415,062	1,292,881	—	124,065	1,168,816
臨 時 税 収 補 て ん 債	378,748	327,818	—	51,955	275,863
臨 時 財 政 対 策 債	13,172,037	14,936,374	2,003,000	565,634	16,373,740
借 換 債	797,097	600,657	—	198,317	402,340
減 収 補 て ん 債	1,100,000	1,100,000	—	33,000	1,067,000
計	49,207,665	48,061,349	5,842,500	4,974,962	48,928,887
特 別 会 計					
貯 木 場 事 業	278,800	252,767	—	82,716	170,051
渡 海 船 事 業	83,699	72,291	—	11,483	60,808
住宅新築資金等貸付事業	36,303	24,753	—	7,824	16,929
平 尾 墓 園 事 業	127,485	123,093	—	4,454	118,639
公 共 下 水 道 事 業	37,218,802	37,090,091	2,219,800	1,955,977	37,353,914
工 業 用 地 造 成 事 業	71,000	453,400	544,300	8,900	988,800
国 民 健 康 保 険 事 業	250,000	250,000	—	50,000	200,000
介 護 保 険 事 業	—	63,303	—	21,101	42,202
計	38,066,089	38,329,698	2,764,100	2,142,455	38,951,343

(単位：千円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度増減見込み		平成24年度末 見 込 額
			平成24年度中 起 債 見 込 額	平成24年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,355,973	5,174,198	200,000	294,738	5,079,460
工 業 用 水 道 事 業	54,162	42,907	0	11,827	31,080
計	5,410,135	5,217,105	200,000	306,565	5,110,540

(7) 普通会計決算額(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	19	20	21	22	23
歳入総額	㉑	43,534,978	41,801,744	45,206,708	49,002,148	45,829,661
歳出総額	㉒	42,491,731	40,465,941	43,719,382	47,390,549	44,403,098
歳入歳出差引額	(㉑ - ㉒) ㉓	1,043,247	1,335,803	1,487,326	1,611,599	1,426,563
翌年度へ繰越すべき財源	㉔	60,762	384,671	531,028	414,120	241,635
実質収支	(㉓ - ㉔) ㉕	982,485	951,132	956,298	1,197,479	1,184,928
単年度収支	㉖	16,762	△ 31,353	5,166	241,181	△ 12,551
積立金	㉗	261,990	11,769	510,000	849,095	203,858
繰上償還金	㉘	88,673	226,663	136,017	99,176	28,629
積立金取り崩し額	㉙	-	493,713	1,010,000	-	79,965
実質単年度収支	(㉖ + ㉗ + ㉘ - ㉙)	367,425	△ 286,634	△ 358,817	1,189,452	139,971
基準財政需要額	注：1	18,898,510	19,755,139	20,382,397	19,081,104	19,549,634
基準財政収入額	注：2	16,491,619	17,961,116	15,680,749	13,799,693	14,558,086
標準財政規模	注：3	23,972,938	26,205,561	26,644,710	25,937,989	26,507,565
財政力指数	単年度	0.873	0.909	0.769	0.723	0.745
	三年平均	0.778	0.855	0.850	0.800	0.746
実質収支比率	(%) 注：5	3.9	3.6	3.6	4.6	4.5
公債費比率	(%) 注：6	13.9	12.0	8.9	12.1	10.4
起債制限比率	(%) 注：7	10.1	10.0	8.7	8.4	7.9
積立金現在高		11,426,966	10,961,369	10,460,366	11,519,757	12,085,882
地方債現在高		49,320,220	49,148,227	47,146,269	48,217,443	47,143,950
債務負担行為額		1,280,385	1,020,351	765,250	4,460,185	3,644,801
経常一般財源比率	(%) 注：8	106.2	87.1	91.3	96.4	94.3
経常収支比率	(%) 注：9	(88.0) 84.6	(91.9) 85.4	(86.3) 81.2	(85.0) 76.2	(85.8) 78.6

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{児童手当特例交付金}) \times \frac{100}{75} + (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額})$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高

いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 公債費比率

公債費(地方債の元利償還に充てられる経費)に充てられた一般財源の標準財政規模を基礎として算出した一般財源に対する割合をいい、公債費の市への影響度を示すもので、この比率が増加すると、後年度の財政負担がかさみ、財政構造の弾力性が圧迫されることとなる。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{\text{標準財政規模} - C} \times 100$$

A：元利償還金

B：公債費充当特定財源

C：普通交付税で災害復旧費等基準財政需要額に算入されたもの

注：7 起債制限比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債許可が制限されていた。

平成18年度からは、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、新たに「実質公債費比率」という指標によって起債の発行が制限されることとなった。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + D)}{\text{標準財政規模} - (C + D)} \times 100$$

A：元利償還金

- B：公債費充当特定財源
- C：普通交付税で災害復旧費等
基準財政需要額に算入され
たもの
- D：普通交付税で事業費補正により
基準財政需要額に算入されたもの

注：8 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入）の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

注：9 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費（人件費、扶助費、公債費等）に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当の一般財源} \div (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%)$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。